

第 3 3 期協議題

地域全体で子どもの成長を支えるための
仕組みづくり、担い手の確保について

報 告 書

令和 8 （ 2 0 2 6 ） 年 7 月

川崎市青少年問題協議会

目 次

序 章 青少年問題協議会におけるこれまでの議論	1
第1章 川崎市における放課後等の子どもの居場所に関する方向性	3
1 川崎市における子どもを取り巻く状況	3
2 川崎市における放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性	11
3 第33期の協議題について	15
第2章 第33期川崎市青少年問題協議会での議論の経過	16
1 これまでの議論の状況	16
2 居場所の対象と活動領域（議論のベース）	17
3 コーディネート機能について（行政の機能）	18
4 居場所の担い手について	19
第3章 地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保 について（提言）	22
1 「子どもに寄り添うナナメの大人」の役割とその確保	22
2 （持続的な）居場所づくりを担う地域の大人に期待される役割	22
3 コーディネート機能について（行政に期待する役割）	23
第4章 総括	24
資 料	
地方青少年問題協議会法	27
川崎市青少年問題協議会条例	30
川崎市青少年問題協議会条例施行規則	33
第33期川崎市青少年問題協議会 委員名簿	36

序章 青少年問題協議会におけるこれまでの議論

川崎市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法及び川崎市青少年問題協議会条例に基づき、昭和 33（1958）年に設置された市の附属機関です。

地方青少年問題協議会法では、その所掌事務を「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること」「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること」（同法第 2 条第 1 項）と規定するとともに、青少年問題協議会は「当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる」（同条第 2 項）とされています。

そのため、川崎市青少年問題協議会も、これまでその期ごとに様々な協議題を設定しながら、全期にわたり継続して市長に対する意見具申等を行ってきました。

とりわけ、第 26 期から第 32 期までは、青少年の「社会参加」を中心的なテーマに据えて議論を積み重ねてきました。

第 26 期から第 28 期までは、青少年の社会参加を促すための「仕組み」を構築していくために必要な要素として、青少年と地域を繋げる青少年育成地域コーディネーターの配置を提言しました。続く第 29 期では、中高生に焦点を当て、中高生の主体性の獲得や、地域で中高生が多層な世代の人々と触れ合い、交流を図ることのできるような「仕組み」づくりについて検討を行うとともに、第 30 期では、川崎市における青少年間の横の連携のありようを検証し、青少年の主体的な社会参加について提言をしました。

第 31 期では、川崎市が全国の自治体に先駆けて、平成 12（2000）年に制定した「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行 20 年を迎えたことを契機として、改めて「子どもの権利」という視点から青少年の居場所や社会参加の機会づくりについて検討を行い、子どもにとってナナメの関係性に位置する大人（大学生等のサポーターを含める）を育成する必要性について提言しました。

さらに、前期（第 32 期）においても、青少年の社会参加を議論の中心的なテーマとする流れを引き継ぎ、協議題を「青少年の多様な社会参加を可能にする包括的・継続的仕掛けづくり～家庭・学校・地域・行政からできること～」と設定し、青少年の社会参加を包括的・継続的に整備していくために、子どもの生活拠点となる場としての学校に着目し、学校と地域の連携および協働の視点から、青少年の社会参加を、現状よりももう一步進めるための「仕掛けづくり」のあり方を検討し、家庭・学校・地域・行政、それぞれにおける「仕掛けづくり」について提言を行いました。

今期（第 33 期）においても、こうしたこれまでの議論経過や意見具申等の

内容を踏まえながら、協議題を「地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について」とし、この報告書をまとめてきました。

様々な分野の委員からの意見は、川崎市における青少年行政や青少年施策に対する問題意識の高さを示すものであり、今期における提言が、今後の川崎市の青少年施策に活かされることを期待しています。

第1章 川崎市における放課後等の子どもの居場所に関する方向性

1 川崎市における子どもを取り巻く状況

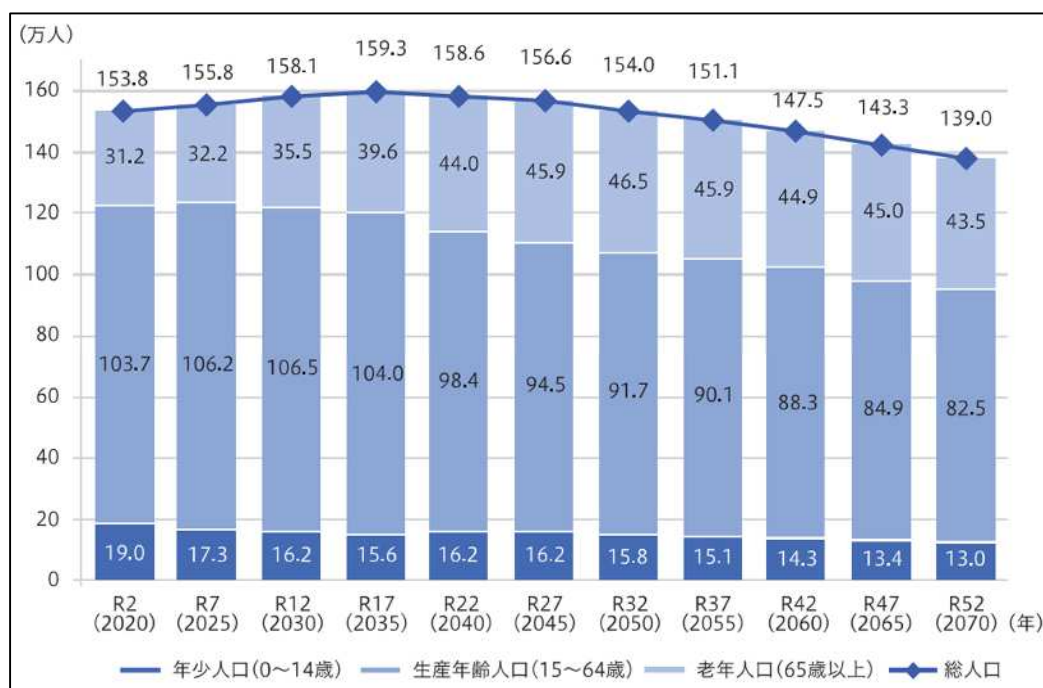
(1) 川崎市の社会状況

全国的に人口減少が進む中、川崎市の人口は、若年世代の転入超過等を背景に令和7（2025）年に155.8万人となり、令和17（2035）年まで増加を続けることが予測されています。

一方で、年少人口（0歳～14歳）については既に減少傾向に転じており、生産年齢人口（15歳～64歳）もまもなくピークを迎えることから、近い将来、急速な高齢化の進展と人口減少社会への転換が見込まれており、人口構成が大きく変化していくことが想定されています。

【表1】年齢3区分別人口の推移と将来人口推計

（第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン（令和8年3月）より）



家族構成や働き方も変化してきており、核家族世帯については、平成2（1990）年時点で約26万世帯でしたが、令和2（2020）年時点で約37万世帯に増加しています。また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯の構成比については、平成12（2000）年時点では37.3%でしたが、令和2（2020）年には56.6%となっており、約19ポイント増加しています。（国勢調査等より）

さらに、川崎市の町内会・自治会の加入率は、令和3（2021）年の58.4%か

ら令和7（2025）年では54.7%に下がっており、川崎市子ども会連盟を構成する団体及び会員数も減少傾向にある中、令和6（2024）年度の川崎市子ども・若者調査によると「この1か月間での近所の人との交流の程度」について8.1%の家庭が「まったく付き合っていない」と回答しており、一部の人は近所付き合いの程度が低い状況にあることが分かります。

こうした地域でのつながりの希薄化や子どもを取り巻く社会状況の変化から、子どもが地域コミュニティで育つことが困難な状況が生じています。

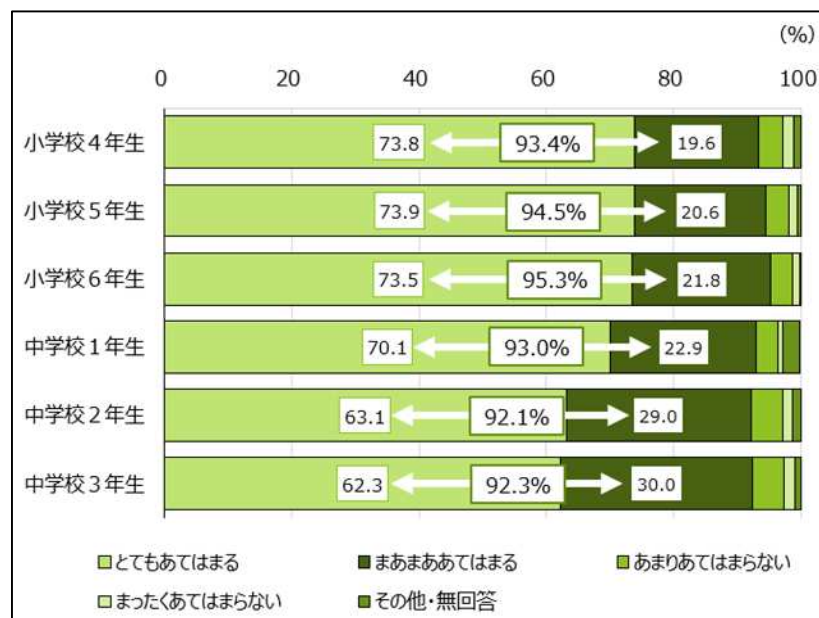
（２）子ども自身の状況

【小・中学生の自己有用感】

令和7（2025）年度の川崎市学習状況調査によると、小・中学生（小学校4年生～中学校3年生）の自己有用感を示す数値（※1）は、90%以上と比較的高い水準にあるものの、学年が上がるにつれて低下する傾向にあります。

（※1）「人の役に立つ人間になりたいと思う」の設問に対し、「とてもあてはまる」、「まあまああてはまる」と回答した割合の合計

【表2】「人の役に立つ人間になりたいと思う」の設問に対する回答状況
（令和7年度川崎市学習状況調査を基に作成）



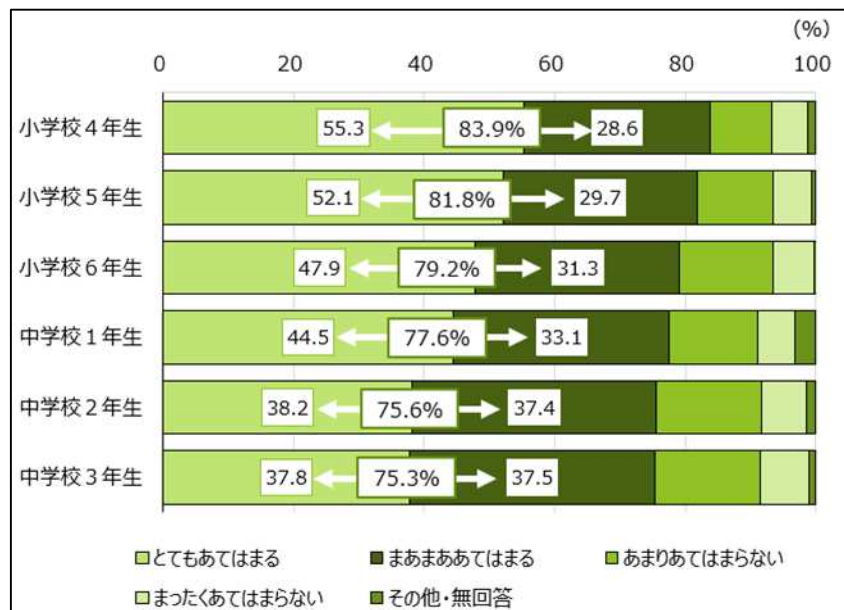
【小・中学生の自己肯定感・将来への希望感】

自己肯定感を示す数値（※2）、将来への希望感を示す数値（※3）は、学年が上がるにつれて低下する傾向にあり、自己有用感を示す数値と比較すると、各学年とも低い数値を示しています。

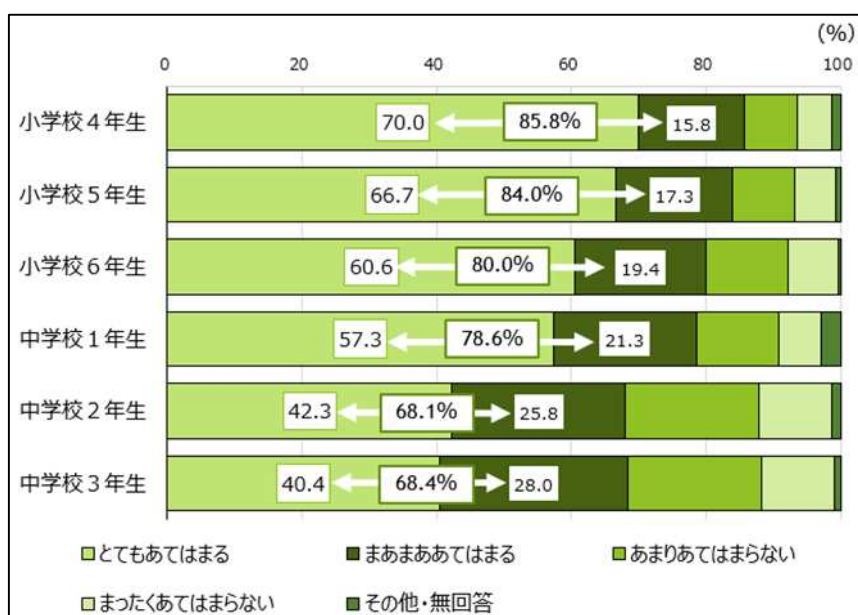
(※2)「自分にはよいところがあると思う」の設問に対し、「とてもあてはまる」と「まあまああてはまる」と回答した割合の合計

(※3)「将来の夢や目標を持っている」の設問に対し、「とてもあてはまる」と「まあまああてはまる」と回答した割合の合計

【表3】「自分にはよいところがあると思う」の設問に対する回答状況
(令和7年度川崎市学習状況調査を基に作成)



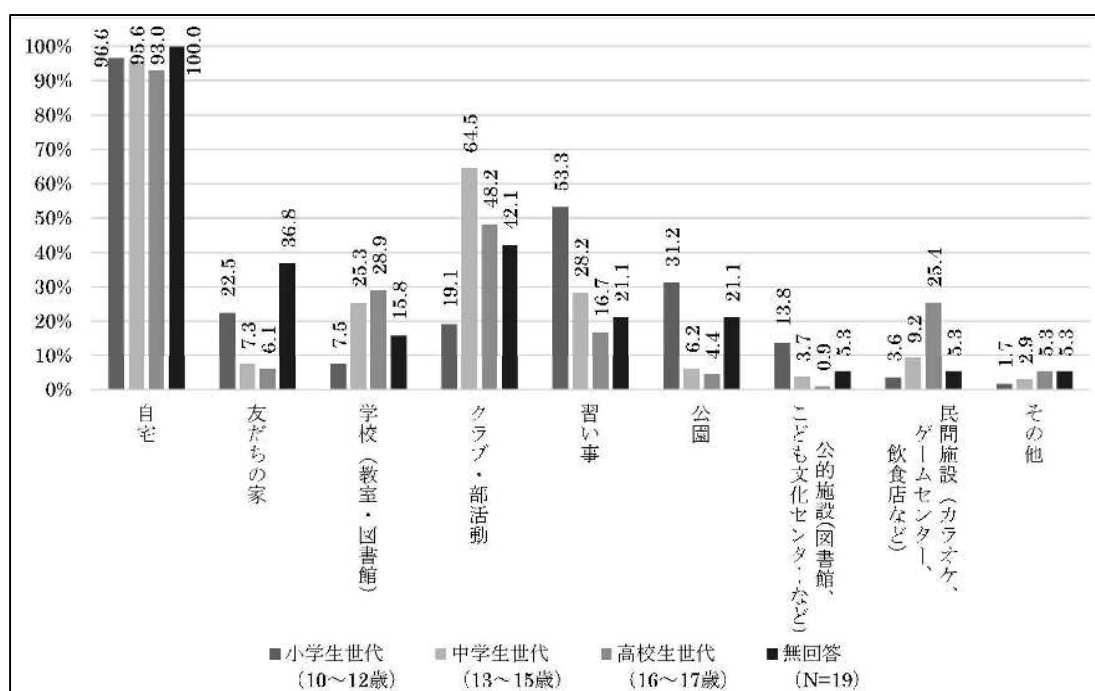
【表4】「将来の夢や目標を持っている」の設問に対する回答状況
(令和7年度川崎市学習状況調査を基に作成)



【子どもの放課後の過ごし方】

第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（令和7年3月）によると、小学生及び中学生の子どもが放課後過ごす場所については、全世代とも「自宅」と回答した割合が高く、次いで小学生世代は「習い事」、中学生世代と高校生世代は「クラブ・部活動」と回答した割合が高くなりました。また、その中で一番安心して過ごせる場所については、全世代が「自宅」と回答した割合が高くなりました。

【表5】「各世代の子どもが放課後過ごす場所」に関する質問への回答状況
（第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査より）

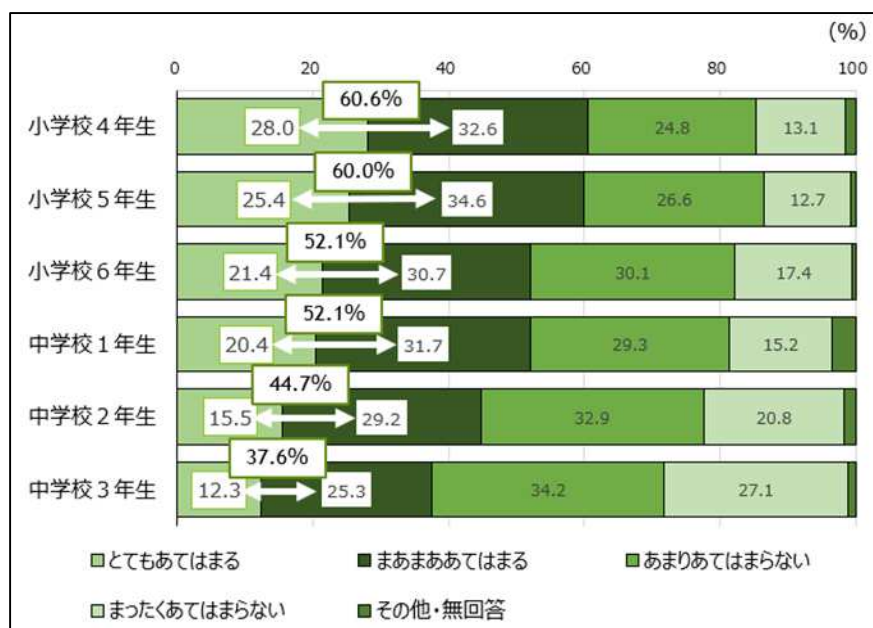


【子どもの社会参加】

小・中学生（小学校4年生～中学校3年生）の社会参加を示す数値（※4）は、学年が上がるにつれて低下する傾向にあります。

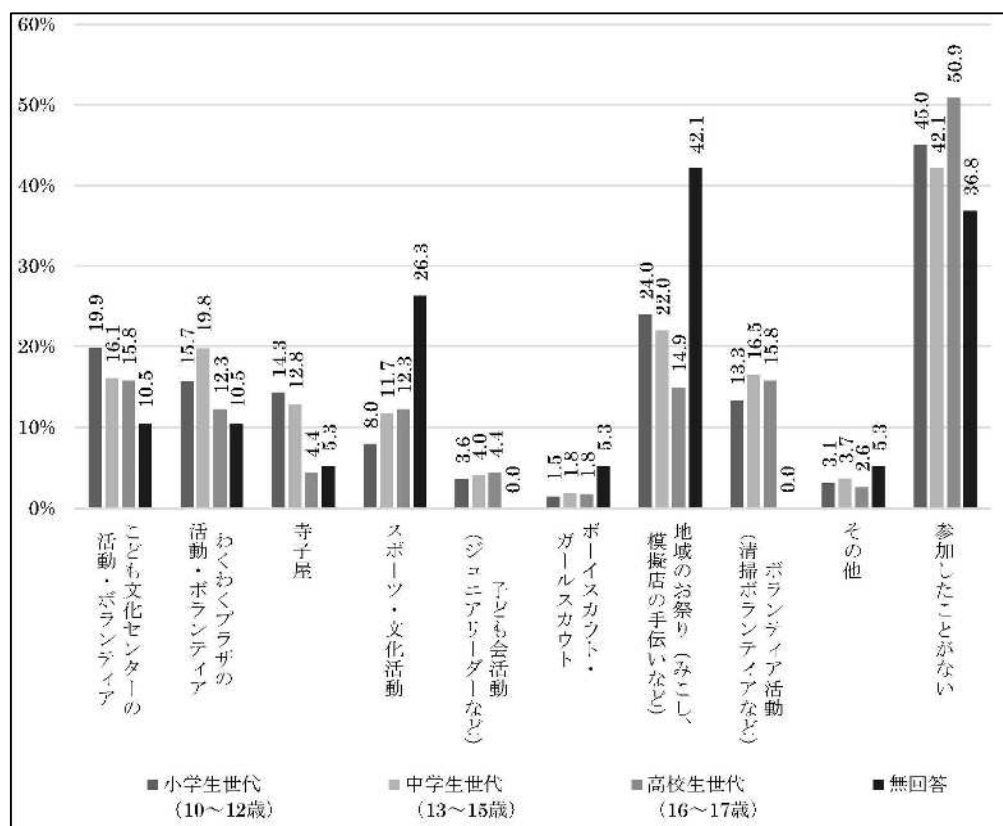
（※4）「今住んでいる地域の行事に参加している」の設問に対し、「とてもあてはまる」と「まああてはまる」と回答した割合の合計

【表6】「今住んでいる地域の行事に参加している」の設問に対する回答状況
(令和7年度川崎市学習状況調査を基に作成)



また、子どもに地域の活動・ボランティア等に参加したことがあるかをたずねたところ、全世代で「参加したことがない」と回答した割合が最も高くなりました。

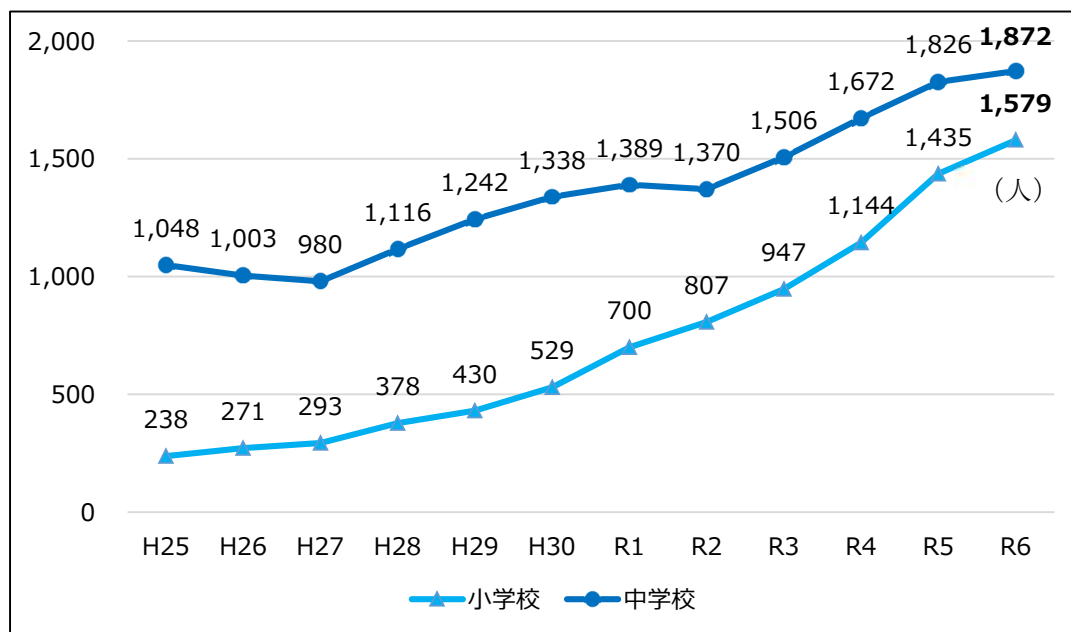
【表 7】「子どもの地域活動及びボランティアへの参加経験」に関する質問への回答状況
(第 9 回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査より)



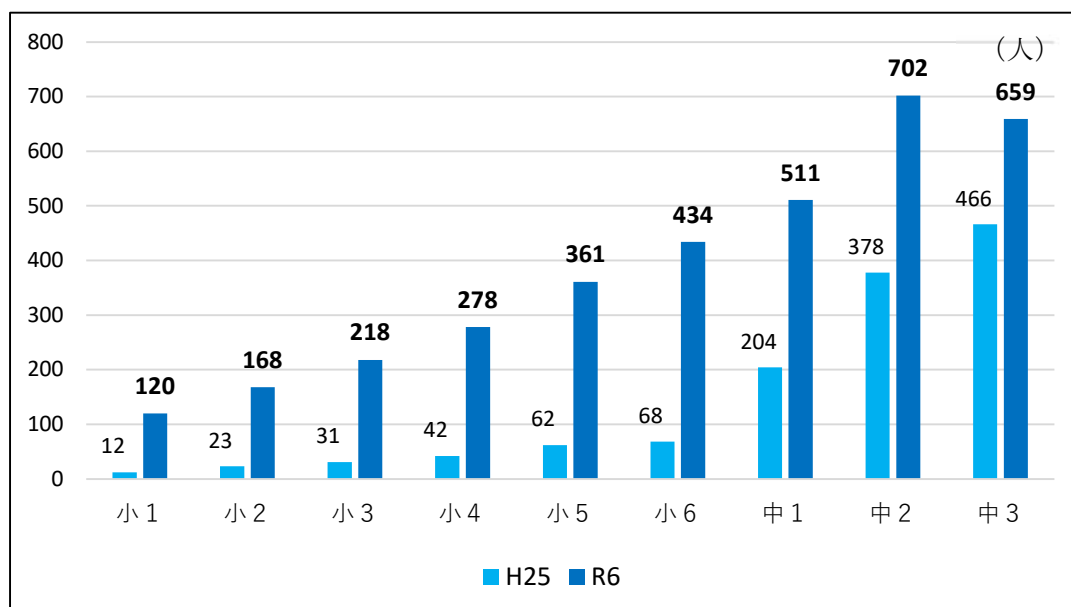
【不登校児童・生徒数の推移】

市立小・中学校における児童・生徒数は減少傾向にあるにもかかわらず、不登校児童・生徒数は、平成 25 (2013) 年から令和 6 (2024) 年にかけて、小学生では 238 人から 1,579 人に、中学生では 1,048 人から 1,872 人にそれぞれ増加しています。

【表 8】川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数の推移
 (令和 6 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果(令和 7 年 10 月)等を基に作成)



【表 9】平成 25 年度・令和 6 年度 川崎市立小・中学校における学年別不登校児童生徒数
 (令和 6 年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果(令和 7 年 10 月)等を基に作成)



以上のとおり、川崎市の小学生及び中学生の自己有用感及び自己肯定感、将来への希望感は、学年が上がるにつれて低下する傾向にあります。

また、放課後に最も安心して過ごせる場所として「自宅」と回答する割合が最も高いとともに、地域活動やボランティアをはじめとする社会参加を経験したことがない子どもが多い状況にあります。

さらに、市立小中学校における不登校児童・生徒数については、この十数年間でそれぞれ約6.6倍、また約1.8倍に増加しております。

これらの課題の背景としては、子どもの孤立または孤独といった状況があるとともに、子どもの孤立や孤独は、課題をより深刻化させる可能性が推測されます。

2 川崎市における放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性

(1) なぜ居場所が必要なのか～子どもの発達段階に応じた居場所の検討～

子どもは成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育み、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

これまで、子どもは家庭を基盤とし、地域や学校などの暮らしの場において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢の子ども同士との関わりの中で成長してきました。

しかし、前述したとおり、近年、川崎市においても、社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化しており、子どもが他世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われており、子どもが居場所を持つことが難しくなっている状況にあります。

このような状況の中、国において、令和3（2021）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定され、全てのこども（こども基本法において「心身の発達の過程にある者」と定義）が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組むこと等が基本理念として示されました。

さらに、令和5（2023）年12月には「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定され、居場所づくりを進めるにあたっての基本的視点等、居場所づくりに関する国としての考え方を示すとともに、市町村に対しては、管内の状況把握等を行いつつ、関係者と連携して質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進することを役割として求めています。

こうした状況を踏まえ、令和7年3月、川崎市は、子どもが多くの時間を過ごす学校の放課後等において、安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを全市的に進め、子どもが地域で健やかに育つことができる環境の充実を図るための居場所づくりに関する取組の具体化を目的として、「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」（以下「居場所の方向性」という。）を策定しました。

「居場所の方向性」においては、全ての子どもに対し Well-being を目指すための居場所づくりが必要であり、さらに、発達段階（学童期・思春期）に応じて子どもにとって必要な居場所の機能も異なり、それに応じた居場所づくりが必要であるとして、次のように整理されています。

【学童期の子ども】（主に 6～12 歳）

- 学童期までの子どもは、子ども自身の主体的な仲間づくりや他者との関わりの中での自律性など、様々なことを学んでいく必要があり、仲間づくりや集団的活動に慣れ親しんでいくためにも、大人の一定の関わりが必要
- 子どもの伸び伸びとした自由な遊びにも大人の一定の見守りが必要
- 学童期の子どもには、保護者にとっても、ケガやトラブル等から守られ、安全・安心に過ごしてほしいという強いニーズがある。

⇒子どもの自由な遊びなどのニーズとともに、保護者にとっての安全・安心な居場所という、双方のニーズをきちんと受け止めていくためにも、子どもが一日の大半を過ごす場所である小学校における放課後等の居場所について、既存の事業であるわくわくプラザ事業やみんなの校庭プロジェクト、地域の寺子屋などの放課後等施策（以下「放課後等施策」という。）がより一層の連携をしていくことが重要である。

【学童期の居場所づくり】

当事者である子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながらも、その居場所は保護者にとって安全・安心な場所となる必要があることから、一日の大半を過ごしている小学校における放課後の居場所づくりを進める。

- 子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」の実現
- 居場所づくりにおける安全・安心の確保
- 放課後等施策の一体的な取組の推進

【思春期の子ども】（主に 13～18 歳）

- 思春期の子どもは、学童期と比較して行動範囲が大きく広がるとともに、自らの価値観や主体性を大事にする時期になり、保護者や学校の先生等の大人との関係よりもむしろ、友人等との関係に自らへの強い意味を見いだしていくものと思われる。
- 健全な成長段階として、自己の意識と他者の意識の違いや将来に向けての理想と現実など、様々なことで葛藤や悩みを抱える時期であり、子どもによっては、家庭や学校において、反抗期を迎えたり、コミュニケーションが不足しがちな時期と言われている。
- 思春期特有の悩みなどは、誰もが経験する可能性があるものであり、いずれは解消するものと考えられるが、「孤独」な状態で積み重なることにより、悩みが深刻な課題として顕在化して、深刻化する可能性がある。

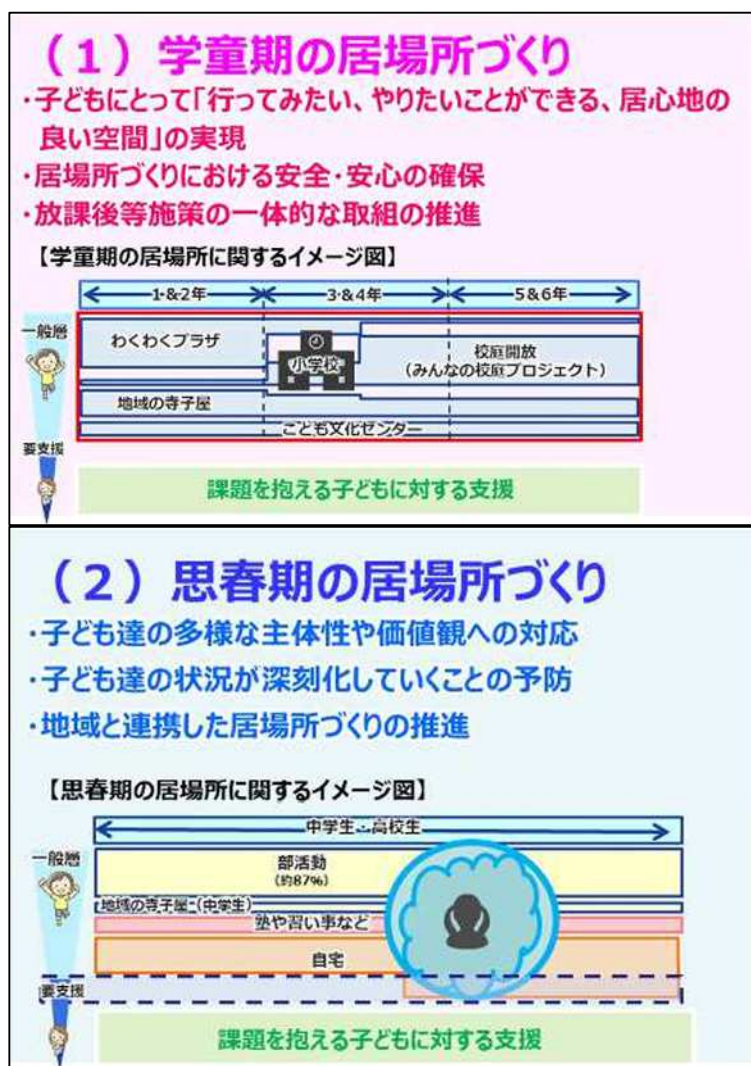
⇒思春期を迎えた子どもを温かく見守り、時には支えてあげることで、子どもが「孤独」な状態に陥ることを防ぎ、そのことで、子どもの状態が深刻な状況とならないよう、子どもの健全な成長を促すための居場所づくりが必要である。

【思春期の居場所づくり】

思春期の子どもは多様な主体性や価値観を持っており、そのことに対応した居場所づくりを進める。

- 子どもの多様な主体性や価値観への対応
- 子どもの状況が深刻化していくことの予防
- 地域と連携した居場所づくりの推進

【図表 10】学童期及び思春期の居場所づくりに係る取組の方向性の全体像
(「川崎市放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」(令和7年3月)より)



(2) 川崎市が進める思春期の居場所づくりの試行的取組

川崎市では、思春期の居場所づくりを進めていくにあたり、令和7年7月中旬～8月末の夏休み期間にかけて、中・高校生等の居場所づくりに関する試行的取組を実施しました。

この取組は、コミュニケーションの取りやすい「食」をきっかけに、参加した子どもたちの生の声を探ることを目的として、川崎区の大師こども文化センターで実施しました。参加者はお菓子を食べながら友達と話をしたり、学校の宿題をしたりと自由な過ごし方をしている姿が見られました。毎回の参加者は10～20人ほどで、参加者からは「次もやってほしい」、「飲み物やお菓子を増やしてほしい」といった意見がありました。この試行的取組を通じ、子どもの居場所の必要性が改めて感じられました。

【準備した軽食・飲料など】



【準備の様子】



【参加した子どもたちの過ごし方】



3 第 33 期の協議題について

第 33 期は、川崎市が進める思春期の居場所づくりを議論の中心的なテーマに位置付け、協議題を「地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について」と設定しました。

協議題の設定にあたっては、これまでの青少年問題協議会における議論の経過を踏まえた上で、今期議論すべきテーマについて検討を行いました。

その検討過程においては、直近およそ 10 年間の青少年問題協議会における議論や意見具申の内容を振り返り、青少年問題協議会として、学術的・理念的な意見具申にとどまることなく、より実践的で実効性のある提言を行う必要があるとの課題認識が共有されました。

令和 6 年 10 月 28 日に開催された第 33 期青少年問題協議会第 1 回全体会では、委員から「子どもに関する会議では同様の議論になりがちであるため、今期はこれまでとは異なるアプローチが必要ではないか」といった意見や、「行政が直面している課題からテーマを設定してはどうか」といった意見が出されました。

川崎市においては、令和 7 年 3 月に「居場所の方向性」を策定し、居場所づくりに向けた具体的な取組が進められていますが、社会状況や子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化から、特に、中高生世代を対象とした思春期の居場所づくりを地域とともに進めていく上では、「誰が全体のコーディネートを担当するか」「どのようにして担い手を確保していくのか」といった課題を乗り越えていく必要があります。

こうした、これまでの青少年問題協議会における議論の経過や、より実践的で実効性のある提言を行う必要性、さらには川崎市（行政）が直面している具体的な課題を踏まえ、第 33 期の青少年問題協議会としては、川崎市が進める青少年施策の課題を起点として、協議題を「地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について」と定め、思春期の居場所づくりにおける担い手の確保について、特に「**ナナメの関係にある大人（以下、「ナナメの大人」とする。）**の役割とその確保」と「地域に期待される役割」、そして「**コーディネート機能（行政に期待する役割）**」の 3 点を柱として、次のとおり意見をまとめました。

第2章 第33期川崎市青少年問題協議会における議論の経過

1 これまでの議論の状況

第33期の青少年問題協議会の協議過程（全体会、専門委員会）は以下のとおりです。

会議名	開催日程	協議内容
第1回全体会	令和6年10月28日	●川崎市における青少年をとりまく状況を確認し、子どもの成長を地域全体で支えることや居場所の必要性について、委員から意見を聴取しました。
第2回全体会	令和7年2月7日	●第1回全体会での意見を踏まえながら協議題を「地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について」と設定しました。
第1回専門委員会	令和7年5月26日	●地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくりに繋げるために、地域における活動で窓口となり他の活動と情報等を繋げる機能が必要であるという議論を行いました。
第2回専門委員会	令和7年7月25日	●専門委員会での議論のベースとなる居場所について、「4象限の図」（18ページ）で明確化を行いました。 ●行政に求める役割について議論を行い、常に取り組む人の必要性について議論を行いました。
第3回全体会	令和7年8月21日	●第1回、第2回専門委員会での議論の経過を踏まえて、委員から意見を聴取しました。
第3回専門委員会	令和7年10月28日	●大師こども文化センターにおける試行的取組の結果を踏まえ、担い手に関する議論を行いました。

会議名	開催日程	協議内容
第4回 専門委員会	令和8年1月20日	●担い手について、ナナメの大人の確保と地域に期待することに関係する、市内で実施したイベントを踏まえて議論を行いました。
第4回 全体会	令和8年3月23日	●第3回、第4回専門委員会での議論の経過を踏まえ、委員から意見を聴取しました。 ●報告書の骨子案について諮り、報告書の方向性を決めました。
第5回 全体会	令和8年5月25日	●第4回全体会の協議結果を踏まえ、報告書の方向性に基づいて報告書（案）を作成し、内容の確認を行いました。

2 居場所の対象と活動領域（議論のベース）

第1回専門委員会（令和7年5月26日開催）と第2回専門委員会（令和7年7月25日開催）では、今期の協議題である「地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について」の検討を進めるにあたり、前提となる認識を委員間で共有し、議論のベースを明確化する必要があることから、議論の対象とする「子ども」と「居場所」について次のとおり整理したうえで、「コーディネート機能」と「地域人材確保」の2点が必要であることを確認しました。

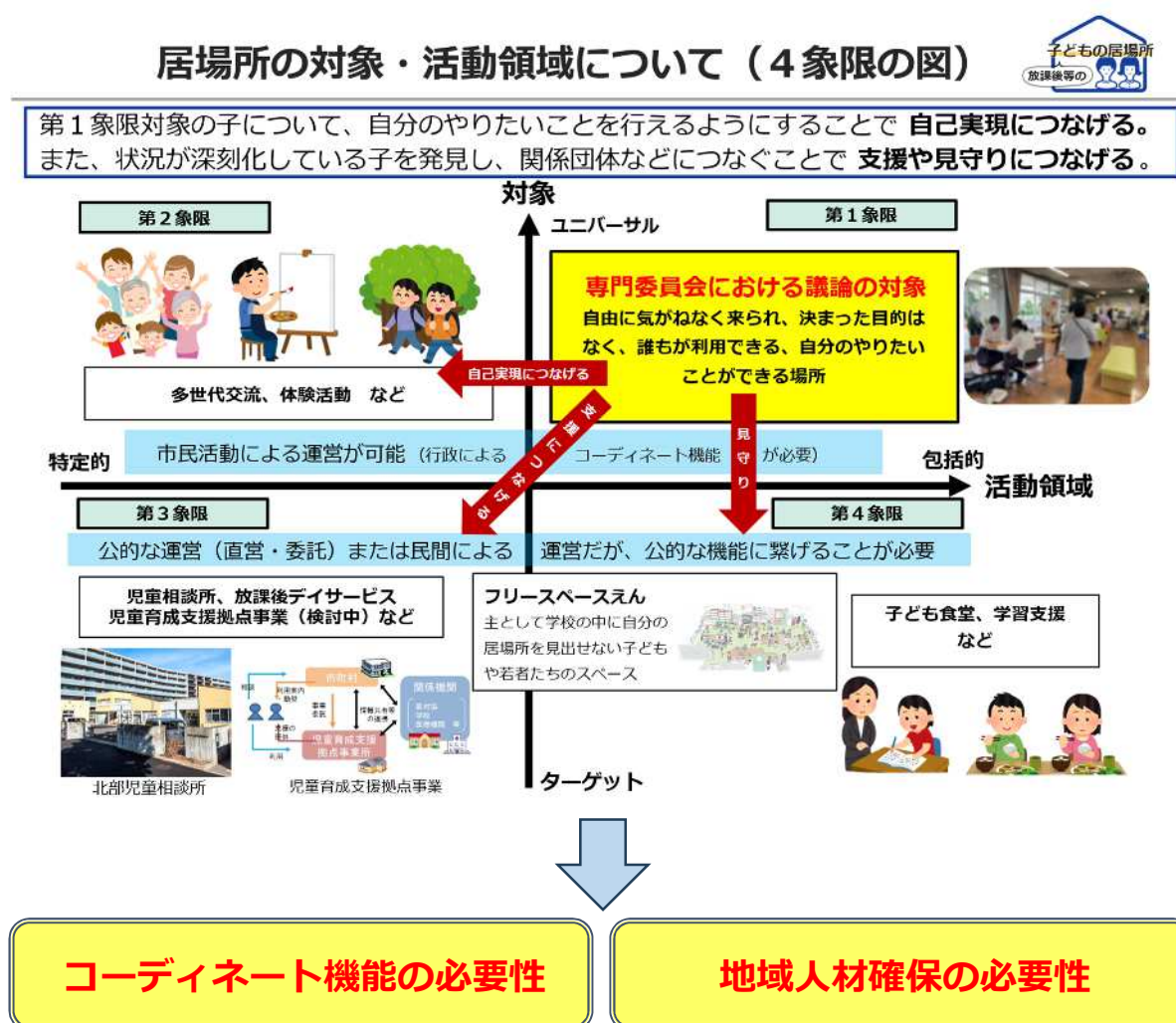
【対象とする子ども】

「元気に学校に行けていて、家庭が安全である子ども」だけでなく、「学校に行けていない子ども、家庭が必ずしも安心できる環境にない子ども」も含めて、すべての子どもを対象とする。

【対象とする居場所】

- 居場所に関する社会資源について、「対象（ユニバーサル／ターゲット）」と「活動領域（包括的／特定の）」の2軸により、「4象限の図」によって明確化。
- 「4象限の図」を基に、市民活動による運営が可能なものと、公的な運営または民間による運営だが公的な機能に繋げることが必要なものを整理。
- 自由に気兼ねなく来ることができ、決まった目的はなく、誰もが利用できる、自分のやりたいことができる場所（第1象限の居場所）を議論の対象とする。

【図表 11】居場所に関する社会資源についての4象限



3 コーディネート機能について（行政の役割）

前述のとおり、近年、家庭環境の多様化や地域コミュニティの希薄化、不登校の増加など、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化し、課題は複雑化しています。こうした社会状況の中で、学校や家庭以外に、子どもが安心して過ごすことのできる「居場所」の確保は、地域の子どもの支援の基盤として重要性が一層高まっています。民間団体・地域住民・学校・企業など、多様な主体が自主的に居場所づくりに取り組む動きが広がりつつありますが、地域全体で子どもの成長を支える仕組みを構築していくためには、行政が一定の役割を果たし、地域資源をつなぐコーディネート機能を発揮することが不可欠です。

第3回全体会（令和7年8月21日開催）では、子どもの居場所づくりにおけるコーディネート機能について、多岐にわたる居場所に関する情報を継続的に集約・整理する機能が必要であるとの認識が共有されました。地域ではさま

さまざまな主体による活動が展開されている一方で、それぞれが個別に行われているため、これらの活動をつなぎ、相互に補完し合う仕組みづくりが求められています。

また、地域課題の多様化に伴い、市民活動に参画できる環境が広がった結果、活動主体や内容がさらに多様化しています。そのため、地域の中で「誰が、どこで、何をしているのか」を把握することが難しくなっており、こうした状況に対して、「行政が一定程度関与する必要がある」との意見が出されました。現状では明確な仕組みが整っておらず、市民の自主性に委ねられている部分が大きいため、活動を持続可能なものとするには、行政が制度や枠組みの整備を進めていくことが不可欠です。

さらに、事業を継続的かつ包括的に推進するためには、常に取り組むことができる常勤の担い手の存在が重要であり、地域のみで完結させるのではなく、行政が関わり、支えていくことが求められます。

以上を踏まえると、行政がコーディネート機能を担い、地域に存在する人材や活動を取りまとめ、調整していくための仕組みを構築していくことが必要であると考えられます。

4 居場所の担い手について

子どもの居場所づくりにおいては、「場」そのものよりも、そこに関わる「人」の存在が重要であると言われています。子どもが安心できる関係性や寄り添う姿勢、子どもの声を丁寧に聴くこと、これらは担い手の存在なくして成り立ちません。一方で、多くの自治体において、居場所づくりを支える担い手の高齢化や人材不足が顕著となっており、地域人材の確保は大きな課題となっています。

第3回全体会（令和7年8月21日開催）では、地域における担い手のあり方を考えるにあたり、まずはどのような人が「担い手の芽」となり得るのかを、具体的な事例を通して考えていく必要性が示されました。

地域では同じ人が長年にわたり担い手を務めているケースが多く見られますが、これは活動の継続性が担保されるという良い面がある一方で、個人への負担が集中し、新たな担い手が育ちにくいという課題も抱えています。将来的な持続可能性の観点からも、人材の確保や育成が求められます。

また、子どもの居場所づくりにおいては、子どもと年齢の近い立場の人が担い手となることで、より子ども主体の活動につながると考えられますが、大学生などの若い世代は、地域活動への関心を持っていても、活動や人との出会いの機会が限られているため、参加につながっていない現状があります。このため、川崎市内の大学において、学内にコーディネート機能を有する部署や組織

と連携し、地域と学生をつなぐ仕組みを構築する必要性が示されました。

これらの意見を踏まえると、地域において担い手となり得る人をより具体的に捉えるとともに、既存の担い手に過度に依存することなく、新たな人材が参加しやすく、継続的に関われる仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えられます。

さらに、第3回全体会を踏まえて開催された専門委員会においては、居場所の担い手についてより具体的に議論を深め、その内容は第4回全体会（令和8年3月23日開催）で確認されました。そこでは、地域における担い手を一括りに「大人」と捉えるのではなく、居場所に来る中学生や高校生に近い存在である「子どもに寄り添うナナメの大人」と「(持続的な)居場所づくりを担う地域の大人（地域に期待すること）」に分け、それぞれの役割について整理・検討しました。

【子どもに寄り添うナナメの大人】

子どもと年齢の近い大学生や若者が、居場所においてメンターや相談相手として関わることは、子どもにとっても重要な意味を持ちます。しかし、大学生や若者を居場所の担い手として考える際、そこにはいくつかの課題があります。

近年、物価高騰等の影響により、若者を取り巻く生活状況は厳しさを増しています。このような社会状況を踏まえると、社会貢献とあわせて一定の収入が得られる活動であること、すなわち有償ボランティアという形を視野に入れることで、参加につながりやすくなると考えます。また、ボランティア活動に関心を持つ若者は一定数存在するものの、若者が日常的に活動できるエリアは、学校や職場、自宅周辺などに限られる傾向があり、活動場所に制限がある点にも留意が必要です。

さらに、現在の若者の多くは、強い社会変革意識や明確な社会貢献意識よりも、「人とつながりながら、楽しく実践し、やりがいを感じられる活動」を求める傾向にあります。このため、地域に活動の場があるという情報を適切に届けることに加え、一般社団法人やNPO法人等とつながることができる環境を整えるなど、一定の条件整備とそれを支援する仕組みが求められます。

「ナナメの大人」について、その役割の間口は広く捉えることが重要です。一方で、若い人であれば誰でもよいというわけではなく、子どもや他の大人との関係を調整し、場を円滑に進めるための一定の調整力やファシリテーション能力が求められます。さらに、学生の場合には世代交代が早く、入れ替わりが避けられないため、活動の継続性という観点からは、軸となる人物や組織が不可欠です。これらを踏まえると、若い世代を含めた多様な人材が、無理なく居場所づくりに関われる仕組みづくりが、今後より一層重要になると考えられま

す。

【(持続的な)居場所づくりを担う地域の大人(地域に期待すること)】

居場所づくりを進めていくにあたり、「ナナメの大人」を確保することだけで継続的な居場所の運営が成り立つわけではありません。居場所づくりにおいては、実際に子どもたちと接する「ナナメの大人」を背後から支える大人の存在も不可欠です。

地域には、これまで地域活動を担ってきた上の世代を中心に、地域の実情や人のつながりに精通したキーパーソンとされる大人が存在します。こうした人々には、子どもに直接関わる役割を担うだけでなく、全体を俯瞰しながら、人と人、活動と活動をつなぐコーディネーターとしての役割を担ってもらうことが重要です。

また、地域に期待される役割としては、地域の中で見えてくる課題を行政につなぐことや、新たな課題が生じた際に必要な人材や資源を探し出し、活動への参加につなげていくことも求められます。こうした役割は、地域に長く住み、地域の状況や人の関係性を把握しているからこそ可能であり、地域が持つ強みでもあると考えられます。

「子どもに直接関わりたい」という思いを持つ人は多くいる一方で、居場所づくりを持続的に進めていくためには、運営や調整、マネジメントといった役割を担う人の存在も欠かせません。そのため、地域においては、調整やマネジメントに特化した役割を担っていただき、役割分担をすることが重要であると考えます。

これらを踏まえると、地域が持つ世代間のつながりという土台の上に、行政の新たな発想や支援を通じて、若い世代のフレッシュな力が加わっていくことが重要であり、単一の層や取組に依存するのではなく、多層的かつ総合的な関わりの中でこそ、これからの地域における居場所づくりは持続的に発展していくものと考えます。

第3章 地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について（提言）

5回の全体会及び4回の専門委員会での議論の経過を踏まえて、居場所づくりにおいては次の3点が必要であると考えます。

1 「子どもに寄り添うナナメの大人」の役割とその確保

子どもの居場所づくりをより充実させ、子どもが安心して過ごすことができ、相談できる環境を整えていくためには、「ナナメの大人」の存在が極めて重要であると考えます。特に、大学生をはじめとする若い世代がメンターや相談相手として居場所に関わることで、子どもにとって身近で話しやすい存在となり、子ども主体の関係性が育まれることが期待されます。

一方で、ナナメの大人は、単に年齢が近いという理由だけで役割を担えるわけではありません。子どもとの適切な距離感を保ちながら関わることや、必要に応じて他の大人や支援機関につなげる判断ができることなど、一定の姿勢やスキルが求められます。

こうしたナナメの大人が、無理なく、また安心して活動に参加できるようにするためには、受け入れ体制や活動内容を整理し、環境を整備しておくことが不可欠です。活動に関心を持つ若者がいても、参加のハードルが高ければ継続的な関わりにはつながりにくいため、誰もが参加しやすい仕組みづくりを進めていく必要があります。

2 （持続的な）居場所づくりを担う地域の大人に期待される役割

子どもの居場所づくりを持続的に推進していくためには、地域が果たすべき役割を改めて整理し、必要な体制を整えていくことが重要であると考えます。特に、地域において個々の活動が点在している現状を踏まえると、それらをつなぎ、全体を俯瞰しながら調整する機能が不可欠です。このため、地域の状況や人材、これまでの取組や歴史的な経緯等に精通した大人が、全体をコーディネートする役割を担うことが求められます。

また、地域で日常的に把握されている課題や、子ども・若者を取り巻く変化については、地域内で抱え込むのではなく、適切に行政等の関係機関へつないでいくことが重要です。あわせて、課題が顕在化した際には、地域資源や人材を的確に見極め、活動や取組への参加につなげていくことも、地域に期待される重要な役割であると考えます。

さらに、事業や活動の継続性を確保する観点からは、個人の熱意や特定の担い手に依存するのではなく、活動の軸となる人物、組織、あるいは機関の存在が不可欠です。担い手の世代交代が進む中においても、活動の理念やこれまで

の蓄積を適切に引き継ぎ、継続的に運営できる体制づくりが求められます。

一方で、地域における取組を、大人の自発的な善意やボランティア精神のみに委ねることには限界があります。持続可能で安定した活動とするためには、公的支援や行政の関与を通じて、制度的・財政的な後押しを行うことが必要です。地域の主体性を尊重しつつも、行政が適切に支援を行い、地域とともに仕組みを構築していくことが、今後の居場所づくり及び地域づくりにおいて重要であると考えます。

3 コーディネート機能について（行政に期待する役割）

近年、家庭環境の多様化や地域コミュニティの希薄化、不登校の増加など、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化しており、課題は多様化・複雑化しています。その一方で、市民一人ひとりが地域課題に関心を持ち、自発的に活動へ参画する動きも広がっており、市民活動のすそ野は拡大しています。活動主体や取組内容も非常に多岐にわたり、それぞれが強みや問題意識をもって主体的に行動している状況にあります。

しかしその結果として、地域内において「誰が、どこで、どのような活動を行っているのか」を把握することが難しくなっており、意欲や思いを持つ市民同士であっても、お互いの取組や資源を十分に活かしきれない場合があります。このような現状においては、行政が一定程度関与し、情報の整理や可視化、活動同士のつながりを支えるコーディネート機能を担うことが必要であると考えます。

また、子どもの居場所づくりをはじめとした地域の取組を、一過性のものにとどめることなく、地域住民自らが継続的に関わり、発展させていくためには、個々の自助努力のみに委ねるのでは限界があります。担い手の確保や活動の継続、資源の調整といった点においては、行政が市民の声や現場の知見を丁寧に受け止めながら、仕組みづくりや体制整備を進めていくことが不可欠です。

地域の主体性を尊重しつつも、行政がコーディネート機能を発揮し、地域と協働しながら取組を支えていく体制を構築することが、今後ますます重要になると考えます。

第4章 総括

近年、地域コミュニティの希薄化や家庭環境の多様化、不登校児童・生徒数の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、とりわけ思春期の子どもが孤立・孤独に陥りやすい状況にあります。

こうした社会状況や子ども・子育て家庭の変化から、川崎市は令和7年3月に「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」を策定し、子どもの発達段階に応じた居場所づくりを推進しています。

今期の青少年問題協議会では、この「居場所の方向性」を踏まえ、思春期の居場所づくりに向けて、今後取組をより一層進めていく上での課題である「担い手の確保」と「地域全体で支える仕組みの構築」を中心に議論を重ねてきました。

議論の中で明らかになったのは、思春期の子どもの居場所づくりにおいては、物理的な「場」の整備以上に、そこで子どもに関わる「人」の存在が重要であるという点です。

特に、子どもにとって身近で話しやすく、適度な距離感を保ちながら寄り添うことのできる「ナナメの大人」の存在は、子どもの安心感の醸成や孤独・孤立の予防において極めて重要な役割を果たします。

一方で、こうした役割を担える人材が十分に可視化・確保されているとはいえず、地域の中で「ナナメの大人」となり得る人材をどのように発掘し、継続的に育成・支援していくかは、今後の課題であると言えます。また大学生や若い社会人といった若い世代がこうした役割を担うためには、活動の場や人との出会いの機会に接しにくいことや、経済的な負担といったいくつかの参加のハードルが存在します。

このため、若い世代が無理なく、継続的に関わられるよう、受け入れ体制を明確にするとともに、有償での関わりを含めた柔軟な参加の仕組みを整備し、段階的な関わりや学びの機会を通じて人材を育成していくことが不可欠です。

また、地域には、長年にわたり様々な地域活動を支えてきたキーパーソンが存在します。こうした人材は、地域の多くの人材を知り、様々な情報を持っていることから、居場所において子どもと直接関わる役割を担うというよりも、地域の人材や情報をつなぎ、全体を俯瞰しながら調整するコーディネート役としての役割が期待されます。

多様な世代がそれぞれの特性を生かしながら役割を分担することで、地域全体として子どもを支える体制は、より強固なものになると考えられます。

また、居場所づくりを持続可能な取組としていくためには、個人の善意や一部の人材に依存するのではなく、組織的・制度的な基盤を整えることが不可欠である点についても共通認識が形成されました。

こうした地域の力を最大限に引き出すためには、地域の主体性を尊重しつつ、行政が果たす役割も重要です。

行政が地域の情報を集約し、個々の活動や人材のネットワークを可視化するとともに、必要な支援や関係機関につなぐ仕組みを整えることで、地域における取組は、より効果的かつ持続可能なものになると考えられます。

以上の議論を総括すると、思春期の子どもの居場所づくりにおいては、①子どもに近く寄り添う「ナナメの大人」の確保、②居場所づくりを担う大人が担う役割（地域に期待される役割）、③行政によるコーディネート機能の発揮、という三層構造の協働体制が必要であると考えます。

これらが相互に連携し、地域と行政が一体となって子どもを支える仕組みを構築することこそが、川崎市の目指すべき姿であると考えます。

川崎市における「居場所の方向性」に基づく取組は、まだ始まったばかりであり、まさに序章にすぎません。

青少年問題協議会としては、今後も「居場所」を取り巻く状況や課題等について継続的に調査・研究を行い、時宜を捉えた提言を重ねていくことが重要であると考えます。

資 料

○地方青少年問題協議会法

発令 昭 和 28 年 7 月 25 日 法律第 83 号

最終改正：平成 25 年 6 月 14 日 号外法律第 44 号

改正内容：平成 25 年 6 月 14 日 号外法律第 44 号〔平成 26 年 4 月 1 日〕

地方青少年問題協議会法

〔昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号〕

〔総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名〕

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八

条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○川崎市青少年問題協議会条例

昭和33年12月 3 日条例第26号

改正

昭和35年 4 月 1 日条例第12号
昭和37年 3 月31日条例第 5 号
平成 9 年 3 月31日条例第 2 号
平成12年12月21日条例第57号
平成19年12月19日条例第52号
平成27年 3 月23日条例第 2 号
平成27年12月17日条例第74号

川崎市青少年問題協議会条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）
第 1 条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）
を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第 2 条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第 2 条に規定するところによる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会

長の職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため事務局をこども未来局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成19年12月19日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日
- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9) 第8条の規定 平成28年11月1日

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○川崎市青少年問題協議会条例施行規則

昭和33年12月 3 日規則第35号

改正

昭和35年 3 月15日規則第 8 号
昭和37年 5 月19日規則第23号
昭和38年 8 月26日規則第52号
昭和39年 9 月14日規則第56号
昭和43年 7 月18日規則第68号
昭和46年10月15日規則第73号
昭和47年 3 月31日規則第71号
昭和48年 3 月31日規則第24号
昭和58年10月14日規則第76号
平成 9 年 3 月31日規則第11号
平成10年 6 月26日規則第48号
平成12年 7 月26日規則第98号
平成14年 3 月29日規則第31号
平成20年 3 月31日規則第16号
平成22年 3 月31日規則第10号
平成28年 3 月31日規則第26号
平成30年 3 月30日規則第33号

川崎市青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、川崎市青少年問題協議会条例（昭和33年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 3 号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 神奈川県警察川崎市警察部の職員
- (2) 横浜家庭裁判所川崎支部の職員
- (3) 横浜保護観察所の職員

- (4) 神奈川県政策局政策部の職員
- 2 条例第3条第2項第6号の本市職員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市民文化局長
 - (2) 健康福祉局長
 - (3) こども未来局長
 - (4) 教育次長
- (事務局)

第3条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1名

書記 若干名

- 2 事務局長は、こども未来局青少年支援室長をもって充てる。
 - 3 書記は、本市職員のうちから市長が任命する。
 - 4 事務局長、書記は、会長の命を受けて局務を処理する。
- (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年3月15日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年5月19日規則第23号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年8月26日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年9月14日規則第56号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月18日規則第68号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年10月15日規則第73号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和46年10月15日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第71号）

この改正規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日規則第24号抄）

（施行期日）

- 1 この改正規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月14日規則第76号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月26日規則第48号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年7月26日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第31号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第33号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第 33 期川崎市青少年問題協議会 委員名簿

区分	氏 名	所 属	選出分野	専門委員	任 期
会長	柴田 彩千子	東京学芸大学教授	学識経験	○	R6.9.20 ~ R8.8.31
副会長	香山 哲哉	神奈川県公立中学校校長会 元会長	〃	○	R6.9.20 ~ R8.8.31
委員	堀口 康太	白百合女子大学准教授	〃	○	R6.9.20 ~ R8.8.31
〃	平塚 眞樹	法政大学教授	〃	○	R6.10.11 ~ R8.8.31
〃	永野 咲	武蔵野大学准教授	〃	○	R6.11.29 ~ R8.8.31
〃	小堀 祥子	市議会議員	市議会		R6.9.4 ~ R7.4.1
〃	高橋 美里	市議会議員	〃		R6.9.4 ~ R7.4.1
〃	嶋 凌汰	市議会議員	〃		R6.9.4 ~ R7.4.1
〃	田倉 俊輔	市議会議員	〃		R6.9.4 ~ R7.4.1
〃	井土 清貴	市議会議員	〃		R7.4.2 ~ R8.4.1
〃	枝川 舞	市議会議員	〃		R7.4.2 ~ R8.4.1
〃	渡辺 学	市議会議員	〃		R7.4.2 ~ R8.4.1
〃	岩田 英高	市議会議員	〃		R7.4.2 ~ R8.4.1
〃	菅谷 英彦	市議会議員	〃		R8.4.2 ~ R8.8.31
〃	高戸 友子	市議会議員	〃		R8.4.2 ~ R8.8.31

区分	氏 名	所 属	選出分野	専門委員	任 期
委員	嶋田 和明	市議会議員	市議会		R8.4.2 ~ R8.8.31
〃	後藤 真左美	市議会議員	〃		R8.4.2 ~ R8.8.31
〃	小田嶋 満	教育長	教育委員会		R6.9.1 ~ R7.3.31
〃	落合 隆	教育長	〃		R7.4.1 ~ R8.8.31
〃	小山 順一	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	関係行政機関		R6.9.10 ~ R8.3.31
〃	持田 泰規	神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官	〃		R8.4.1 ~ R8.8.31
〃	吉崎 恵美	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃		R6.9.10 ~ R7.3.31
〃	宮田 敬子	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃		R7.4.1 ~ R8.8.31
〃	吉原 直深	横浜保護観察所 企画調整課長	〃		R6.9.10 ~ R7.3.31
〃	杉本 泰聖	横浜保護観察所 統括保護観察官	〃		R7.4.1 ~ R8.3.31
〃	津留 雅弘	横浜保護観察所 統括保護観察官	〃		R8.4.1 ~ R8.8.31
〃	采女 聖子	神奈川県政策局政策部 川崎県民センター担当課長	〃		R6.9.10 ~ R7.3.31
〃	小板橋 未紀	神奈川県政策局政策部 川崎県民センター担当課長	〃		R7.4.1 ~ R8.8.31
〃	山川 佳美	川崎市立小学校長会書記 〃 副会長	〃		R6.9.10 ~ R8.8.31
〃	新山 英樹	川崎市立中学校長会 生徒指導部会長	〃	○	R6.9.10 ~ R8.8.31
〃	岩木 正志	川崎市立高等学校長会会長	〃		R6.9.10 ~ R7.3.31

区分	氏 名	所 属	選出分野	専門委員	任 期
委員	濱野 雄功	川崎市立高等学校長会会長	関係行政機関		R7.4.1 ~ R8.3.31
〃	百瀬 実	川崎市立高等学校長会会長	〃		R8.4.1 ~ R8.8.31
〃	浦山 利博	川崎市P T A連絡協議会会長 〃 会計	関係団体		R6.9.12 ~ R8.8.31
〃	松田 基久乃	川崎市青少年育成連盟 副理事長	〃		R6.9.12 ~ R8.8.31
〃	岸 眞介	川崎市青少年指導員連絡協議会 会長	〃		R6.9.12 ~ R8.8.31
〃	小山 宏明	川崎地区少年補導員連絡協議会 会長	〃		R6.9.12 ~ R8.8.31
〃	前川 友太	川崎市子ども会連盟 前ジュニアリーダー養成委員	〃	○	R6.9.12 ~ R8.8.31
〃	鄭 載勳	川崎市外国人市民代表者会議 委員	〃		R6.9.12 ~ R8.3.31
〃	ディアズ アルベルト ジョセフ ヒラリオ	川崎市外国人市民代表者会議 副委員長	〃		R8.4.1 ~ R8.8.31
〃	高岸 堅司	市民文化局長	行政機関		R6.9.4 ~ R8.8.31
〃	石渡 一城	健康福祉局長	〃		R6.9.4 ~ R8.3.31
〃	鹿島 智	健康福祉局長	〃		R8.4.1 ~ R8.8.31
〃	池之上 健一	教育次長	〃		R6.9.4 ~ R7.3.31
〃	田中 一平	教育次長	〃		R7.4.1 ~ R8.8.31
〃	井上 純	こども未来局長	〃		R6.9.4 ~ R8.8.31

第 3 3 期協議題

地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担
い手の確保について

報 告 書

令和 8（2026）年 7 月

発行者 川崎市青少年問題協議会
事務局 川崎市こども未来局青少年支援室
川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 044（200）2668
FAX 044（200）3931
E-mail 45sien@city.kawasaki.jp
